公立大学法人首都大学東京 総務部 人 事 課 長 会計管理課長

マイナンバー御提出のお願い

マイナンバー制度導入に伴い、平成28年1月から事業主は、税務署をはじめとする官公庁にマイナンバーを記載して各種帳票を提出することが義務付けられました。 つきましては、下記によりマイナンバーを御提出くださいますようお願いいたします。

なお、マイナンバーの取扱いについては、番号法のガイドラインにより厳格な安全 管理措置が求められていることから、本法人ではマイナンバーを取扱う部署・職員を ごく一部(人事課・会計管理課)に限定し、マイナンバーの収集・管理について、専 門業者(富士ゼロックス(株)への業務委託を活用し、実施することとしました。

記

1 収集キットの配布

平成28年3月10日(木)から、各所属給与担当者を通じ、収集キット(依頼 文、返信用封筒等)を配付します。

対象者:常勤教職員、特任教員、RA、非常勤契約職員

2 提出

平成28年4月15日(金)までに、マイナンバーの通知カード(写)と本人確認書類(写)を、返信用封筒に封緘の上、学内便を使用せず、御持参の上、直接、各所属給与担当者へ御提出ください。

また、**今年度末で退職される方は、本年3月末までに**御提出くださいますようお願いいたします。

なお、提出期限までに御提出の確認ができなかった場合、人事課・会計管理課から御自宅へ提出確認のハガキを郵送させていただきますので、予め御了承ください。

3 コールセンターの設置

収集キット配付にあわせ、本法人対応の「富士ゼロックスマイナンバーサポートセンター」を設置し、電話又はメールによるお問合せ(日本語)に対応します。 英語でのお問合せについては、人事課給与福利係でメールにより対応いたします。

英語とのお同音とについては、八事味品与福利原とケールにより対応いたします。 【英語問合せ用】人事課給与福利係メールアドレス: kyuuyofukuri@jmj. tmu. ac. jp

4 その他

臨時職員、外部講師(謝金払い)、TA等の方につきましては3月中旬から、非常 勤講師の方につきましては4月中旬から、順次、御自宅へ収集キットをお送りし、 御提出を依頼いたしますので、教職員の皆様へお問合せがあった際は、その旨お伝 えくださいますようお願いいたします。

> (担当) 総務部人事課給与福利係 総務部会計管理課会計係